

I 用語説明

行	用語	内容
あ	I o T	Internet of Things（モノのインターネット）の略。あらゆるモノがインターネットにつながっている状況、あるいはその技術を指す。
	I C T	Information and Communication Technology の略。情報（Information）や通信（Communication）に関する技術の総称。
	I C T活用指導力	「教員の I C T活用指導力チェックリスト」として文部科学省より策定・公表しているが、その範囲は、授業における I C T活用の指導だけでなく情報モラルの指導ができることや、校務に I C Tを活用できることも含まれる。
	アジェンダ	Agenda。行動計画のこと。
	新しい生活様式	新型コロナウイルス感染症対策を日常生活に取り入れた生活様式。
	アンケート調査	第三次川越市教育振興基本計画の策定に向けての基礎資料とするとともに今後の教育施策等の推進に活用することを目的に令和元（2019）年 10 月～11 月に実施。対象は市立小学校 5 年生及び市立中学校 2 年生の児童生徒の保護者 1,781 名、市立小・中学校校長及び教員 336 名、20 歳以上の市民 1,500 名。
	いきいき登校サポートプラン	不登校児童生徒が多い現状に対応するため、学校や地域、専門家等の力を活用して相談体制の充実を図り、不登校児童生徒の減少を目指すもの。
	いじめ・不登校対策検討委員会	いじめ・不登校問題の現状把握と分析、総合的な対策の在り方について検討する委員会。
	インクルーシブ教育システム	すべての児童生徒が共に学ぶことを追求するとともに、連続性のある多様な学びの場を整備した教育システムのこと。
	A I	Artificial Intelligence の略。
	英語指導助手	日本人の教師とともに英語の授業を行う外国人指導者。
	栄養教諭	食に関する指導と給食管理を一体のものとして行うために配置される県費負担教職員。
	S N S	Social Networking Service の略。人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のウェブサイトのこと。
	オールマイティーチャー	積極的な生徒指導を推進し、子どもたちの心の教育や学力向上、いじめの未然防止等、各学校における様々な課題を解決するために配置する市費臨時講師。

行	用語	内容
か	学級運営支援員	通常の学級において、生徒指導上や発達障害等で個別の配慮を必要とする児童生徒に支援を行うために配置する会計年度任用職員。
	学校応援団活動	学校における学習活動、安心・安全確保、環境整備などについてボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動のこと。
	学校評価	学校が教育活動の重点目標やその実現のための具体的方策を定め、その実施結果や達成状況について検証・評価を行い、さらにこれを外部に公表することにより、学校運営の改善を図る仕組み。
	学校評議員制度	その学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するもののうちから、校長の推薦により市が委嘱する。校長の求めに応じ、学校運営に関して意見を述べることができる。
	家庭教育学級	保護者が親としての役割や責任を自覚するため、一定期間継続して、家庭における望ましい生活習慣や倫理観などを学ぶための活動。
	川越市いじめ問題対策委員会	本市におけるいじめ防止等のための施策等を検討するため、大学の教授、弁護士、臨床心理士、医師、学校関係者、人権擁護委員、PTA代表で組織した委員会。
	川越市エコチャレンジスクール認定制度	川越市環境マネジメントシステムの考え方を取り入れ、環境にやさしい学校づくりに全員で創意工夫しながら取り組むことにより、学校の活動が環境に与える影響を削減するとともに、未来の環境の保全・創造を担う児童生徒を育成することをねらいとする事業。
	川越市川越伝統的建造物群保存地区	平成11（1999）年4月に、蔵造りをはじめとする町並み及びその周辺約7.8ha（札の辻から仲町交差点までの幸町の全部、元町1丁目、元町2丁目及び仲町の各一部）を川越市川越伝統的建造物群保存地区として都市計画決定を行った。また、同地区は国にとってその価値が高いものとして、同年12月に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された。 重要伝統的建造物群保存地区とは、伝統的建造物群と一体となって価値ある歴史的な環境を保存するため、「文化財保護法」及び「都市計画法」に基づき、市町村が定めた伝統的建造物群保存地区のうち、わが国にとって、その価値が特に高いものとして国が選定した地区。

行	用語	内容
か	川越市公共施設等 総合管理計画	本市が所管し管理する公共施設やインフラ施設などの社会資本を、総合的かつ計画的に管理するための基本的な方向性を示したものの。
	川越市小・中学生学力向上プラン	教育委員会と市立小・中学校が目標を共有し、本市の学校教育の更なる充実と子どもたち一人ひとりの学力向上を図ることを目指して策定したプラン。
	川越市中中学生社会 体験事業	中学校 1 年生または 2 年生が連続する 2 日間または 3 日間で事業所等の協力により行う職場体験事業。
	川越市立小中学校 における適正規模・ 適正配置及び検討 の方針	川越市立小・中学校の学校の規模の分類及び適正な配置について基準を設け、それを基に川越市立小・中学校の在り方について検討を行う方針を示したものの。
	川越氷川祭の山車 行事	川越城主松平伊豆守信綱が祭礼用具を寄進したことに始まり、江戸の「山王祭」、「神田祭」の影響を受けながら、360 年以上にわたり受け継がれてきた祭り。平成 17（2005）年に国指定重要無形民俗文化財に指定され、平成 28（2016）年にユネスコ無形文化遺産に「山・鉾・屋台行事」の一つとして登録された。
	河越館跡	河越氏は、桓武平氏の流れをくむ秩父氏の一族で、平安時代末から南北朝時代にかけて武蔵国でも有数の勢力を誇った武士である。川越市上戸地区にある河越館跡は河越氏の居館跡とされ、昭和 59（1984）年 12 月 6 日国指定史跡となった。
	G I G A スクール 構想	G I G A は Global and Innovation Gateway for All の略。児童生徒一人 1 台端末（コンピュータ）及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させる構想。
	キャリア・パスポート	児童生徒が、自分自身の学習経験の記録を見通しと振り返りの視点をもって、小学校から高等学校までの 12 年間積み重ねていくもの。
	協働	市民、自治会等の公共的団体や N P O などの民間団体、企業や大学などの事業者及び行政が、地域の課題に対し、それぞれの果たすべき役割と責任を自覚し、互いに認め合い、共通の目的に向かって、ともに考え、協力し合って取り組んでいくこと。
	グローバル化	個人、企業などが、国内の範囲を超えて広く国際的に行動することによって、世界的な市場やネットワークが進展すること。
	公民館登録グループ	川越市公民館利用グループの登録及び育成に関する要綱に基づき、公民館の目的に沿い、登録されたグループ。

行	用語	内容
か	小江戸中学生読書手帳	市立小・中学校の教職員や市立図書館職員から募集した「中学生に薦める本」の中から 50 冊を選定し、それぞれの本に紹介文を付けて小冊子にまとめたもの。市立中学校 1 年生に配布。
	小江戸読書マラソン	児童の読書活動の促進を図る事業。30 冊分の書名・著者名や簡単な感想などを記録する読書マラソンカードを市立小学校の全児童を対象に配布。
	国際理解教育	国際化した社会で、主体的に行動できる児童生徒の育成を目指すために、日本の文化や伝統等の認識を深め、異文化を理解し世界の人々と協調できる資質や能力を育成する。
	子どもサポート事業	子どもたちの豊かな人間性や社会性など「生きる力」を育むため、家庭、学校、地域及び社会教育施設が連携・協力し、人々とのネットワークを構築しながら、地域ぐるみで子どもたちを育てる体制を作ることを目的とする。市内を 14 地区に分け、地域の特色を生かした様々な体験活動を提供する「地域子ども応援団活動」と学校教育を支援する「学校応援団活動」を大きな二つの柱として取り組む事業。
	コミュニティ・スクール	保護者や地域住民などから構成される学校運営協議会を設置し、学校運営の基本方針を承認したり、教育活動などについて意見を述べ、学校と保護者や地域の住民が共に知恵を出し合いながら、児童生徒の豊かな成長を支えていく仕組み。
さ	埼玉県学力・学習状況調査	埼玉県の子どもの学力や学習状況を把握するための調査で、子どもたちの「学力の伸び」や学力の経年変化を把握することができる。小学校 4 年生から中学校 3 年生を対象としたもの。（平成 27(2015)年度より開始）
	さわやか相談員	いじめ・不登校等の児童生徒に対する心の問題を解消するため、中学校 22 校に 1 名ずつ配置。児童生徒及び保護者の相談等に応じるとともに、学校・家庭・地域社会との連携を図る。
	山王塚古墳	大塚 1 丁目にある上円下方墳。入間川を北西に臨む台地上に 7 世紀に築成され、南大塚古墳群に属す。下方部一辺 63m 高さ 1m、上円部の径は約 47m 全高 4.5m で、国内最大級である。昭和 33（1958）年 3 月 6 日「山王塚」として市指定文化財となった。
	自己肯定感	自分の在り方を積極的に評価できる感情、自らの価値や存在意義を肯定できる感情などを意味する言葉。
	集会所事業	「川越市小堤集会所条例」に基づき設置している川越市小堤集会所において、教育委員会が実施している事業のこと。

行	用語	内容
さ	主権者教育	政治の仕組みについて必要な知識の習得のみならず、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担う力を育む教育。
	小１プロブレム	入学したばかりの小学校１年生が、集団生活に馴染めず、授業中座ってられない、話を聴かない、騒ぐ等で、授業が成立しない状態。
	情報活用能力	世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力。
	食育	生涯を通じて健全な食生活を実践するために、正しい知識と望ましい食習慣を身に付けるとともに、食文化を継承し、自然の恵みなどを理解するもの。
	人権教育実践報告会	保育園・小中高校・PTA・公民館等における人権教育の実践発表に基づいて参加者が協議をする研修会。
	人生100年時代	多くの人が100年以上生きることが当たり前となる時代。
	新体力テスト	文部科学省が、国民の体位の変化、スポーツ医・科学の進歩、高齢化の進行等を踏まえ、昭和39(1964)年以来行ってきた「体力・運動能力テスト」を平成11(1999)年に見直して、現状に合ったものとした運動能力に関するテスト。
	進路指導・キャリア教育	進路指導は、自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、指導援助すること。 キャリア教育は、一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育であり、その中核が進路指導。
	スクールカウンセラー	児童生徒や保護者、教職員に対し、専門的な知識・経験に基づいて相談に応じ、助言や援助を行う専門家。小・中学校に県から配置されている。
	スクールガード・リーダー	各小学校の推薦を受け、市が依頼して、防犯及び交通安全の見守りを行う地域のリーダー。
	スクールソーシャルワーカー	課題を抱える児童生徒について、その背景にある生活環境への働きかけ及び改善を図るために配置している。教育分野と社会福祉分野の知識・経験を有する専門職。
	スチューデントサポーター	地元の大学で心理学を学び、不登校児童生徒の支援を行うために学校、家庭等に派遣している学生。

行	用語	内容
さ	全国学力・学習状況調査	文部科学省が実施する、全国の子どもたちの学力・学習状況を把握するための調査。小学校 6 年生及び中学校 3 年生を対象としている。
	総合型地域スポーツクラブ	子どもから高齢者まで、様々なスポーツを愛好する人々が、誰でも参加できるという主旨で、地域住民により自主的・主体的に、運営されるスポーツクラブ。
た	多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。
	中１ギャップ	中学校に入学し、学習や生活の変化に馴染めず、不登校やいじめ等が急増する現象。
	中央教育審議会	教育、学術または文化に関する基本的な重要施策について調査・審議し、またこれらの事項に関して文部科学大臣に建議する審議会。
	超スマート社会（Society5.0）	①狩猟社会、②農耕社会、③工業社会、④情報社会に続く、人類史上 5 番目の新しい社会で、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。
	展示機能	資料の収集保存、調査研究、展示、教育普及という博物館の主要な機能のひとつ。展示は、教育的配慮のもとに資料を陳列し、来館者の利用に供する役割を担う。
	道徳教育推進教師	道徳教育の推進を主に担当する教師で、各校に 1 名配置されている。平成元年度改訂の学習指導要領から位置付けられている。
	特別支援学級	障害のある児童生徒に対し、障害による学習上または生活上の困難を克服するために設置される学級。
	特別支援教育	幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもので、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるもの。
	特別支援教育コーディネーター	校内における特別支援教育の体制や整備を推進するために、保護者や学級担任の相談窓口になったり、事例の検討や研修会のために地域の関係機関との連携や調整を行ったりする役割を担う。
	特別支援教育支援員	障害がある児童生徒への学習・生活支援を行うために配置する会計年度任用職員。

行	用語	内容
た	トップアスリートふれあい事業	近隣大学のスポーツ分野で活躍する監督・コーチ・学生を小学校に招き、一緒に体を動かすことで、運動の楽しさや喜びを体験し、児童の体力向上の一助とする事業。
は	発達障害	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの。
	ビッグデータ	インターネットの普及や、コンピュータの処理速度の向上等に伴い生成される、大容量のデジタルデータのこと。
	プログラミング教育	コンピュータがプログラムによって動き、社会で活用されていることを体験し、学習する教育。
	プログラミング的思考	自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組合せが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号を、どのように組合せたらいいのか、記号の組合せをどのように改善していけば、より意図した活動に近づくのか、といったことを論理的に考えていく力。
	放課後子供教室	子どもたちが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、地域住民等の参画を得て、放課後に全ての児童を対象として、学習や体験・交流活動などを行う事業。
や	放課後児童支援員	放課後児童健全育成事業（学童保育事業）において、保育士等の資格を有し、都道府県知事等が行う研修を修了した者であって、必要な知識及び技能をもって児童の育成支援にあたるもの。
	幼児教育振興審議会	川越市幼児教育振興審議会条例に基づき、教育委員会の諮問に応じ、幼児教育の振興に関し審議することを目的として設置。
ら	余裕教室	少子化により児童生徒数、学級数が減少し、将来にわたっても空き教室と見込まれる教室のこと。文部科学省では、余裕教室を「将来とも恒久的に余裕となると見込まれる普通教室」と定義している。
	ライフステージ	人間の一生における児童期、青年期、成人期、高齢期などのそれぞれの時期。

Ⅱ 策定経過

日程	内容
令和元年 10月	次期計画検討会議
令和2年 8月	第1回庁内策定会議 教育委員会定例会（協議）
10月	教育委員会定例会（協議）
11月	第2回庁内策定会議
令和3年 1月	第3回庁内策定会議 第1回審議会（諮問） 教育委員会定例会（協議） 第2回審議会
2月	第3回審議会 教育委員会定例会（協議）
3月	第4回庁内策定会議 第4回審議会 教育委員会定例会（協議） 第5回庁内策定会議 庁議（付議）
4月	意見公募の実施（4月8日～5月7日）
5月	第6回庁内策定会議 第5回審議会（答申） 教育委員会定例会（付議）
6月	市長決裁（報告） 計画策定

Ⅲ 川越市教育振興基本計画策定会議設置要綱

(設置)

第1条 教育基本法第17条第2項の規定に基づき、川越市教育振興基本計画を策定するため、川越市教育振興基本計画策定会議（以下、「策定会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 策定会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 教育振興基本計画策定の手法等の検討に関する事
- (2) 市民参加の手法等の検討に関する事
- (3) 原案の作成等

(組織)

第3条 策定会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、教育総務部長をもって充てる。

3 副委員長は、学校教育部長、総合政策部長をもって充て、委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は、会務を掌理し、会議を招集し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(関係職員の出席)

第5条 委員長が必要であると認めたときは、関係職員の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 策定会議の庶務は、教育総務部教育総務課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁のあった日から施行する。

(平成22年6月16日 市長決裁)

附 則

この要綱は、決裁のあった日から施行する。

(平成26年11月25日 市長決裁)

附 則

この要綱は、決裁のあった日から施行する。

(平成28年3月24日 教育長決裁)

附 則

この要綱は、決裁のあった日から施行する。

(令和2年3月24日 市長決裁)

別 表 (第3条関係)

教育総務課長	教育財務課長	地域教育支援課長	文化財保護課長
中央公民館長	中央図書館長	博物館長	
学校管理課長	教育指導課長	学校給食課長	教育センター所長
市立川越高等学校事務長	政策企画課長	都市景観課長	

Ⅳ 川越市教育振興基本計画審議会条例

(設置)

第一条 教育基本法（平成十八年法律第二十号）第十七条第二項に規定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画に関する事項について審議するため、川越市教育振興基本計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第二条 審議会は、委員十二人以内で組織し、次に掲げる者のうちから必要の都度、教育委員会が委嘱する。

- 一 学識経験者
- 二 市内の公共的団体等の代表者
- 三 学校教育機関の代表者
- 四 前三号に掲げる者のほか、市内に住所を有する者

(任期)

第三条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了するまでの期間とする。

(会長及び副会長)

第四条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第六条 審議会の庶務は、教育総務部教育総務課において処理する。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

V 川越市教育振興基本計画審議会

1 委員名簿

会長 真下 英二 副会長 西村 平雪

区 分	氏 名	役 職 等
学識経験者	飯 島 希	気象予報士・防災士
学識経験者	真 下 英 二	尚美学園大学スポーツマネジメント学部 スポーツマネジメント学科長
市内の公共的団体の代表者	中 村 裕 亮	川越市PTA連合会副会長
市内の公共的団体の代表者	堀 満	川越市子ども会育成団体連絡協議会会長
市内の公共的団体の代表者	向 坂 晶 芳	川越市公民館運営審議会会長
市内の公共的団体の代表者	山 野 清 二 郎	川越市文化財保護審議会会長
市内の公共的団体の代表者	西 村 平 雪	川越市社会教育委員協議会議長
学校教育機関の代表者	神 田 郁 夫	川越市小学校長会会長
学校教育機関の代表者	藤 下 純 二	川越市中学校長会会長
学校教育機関の代表者	西 木 成 男	川越市立川越高等学校長
公募委員	近 藤 誠	公募委員
公募委員	島 田 光 子	公募委員

※敬称略、順不同、役職等は委嘱時点。

2 開催状況

(1) 開催回数 5回

(2) 議事の内容

第1回	令和3年1月18日(月)	○第三次川越市教育振興基本計画について(諮問)
第2回	令和3年1月27日(水)	○計画の総論について
第3回	令和3年2月12日(金)	○計画の各論(施策1～施策5)について
第4回	令和3年3月19日(金)	○計画の各論(施策6～施策9)について ○施策の目標(指標)について
第5回	令和3年5月19日(水)	○第三次川越市教育振興基本計画について(答申)

VI 意見公募の結果

(1) 募集期間 令和3年4月8日(木)～同年5月7日(金)

(2) 意見数 36件(計画を修正したものは4件)